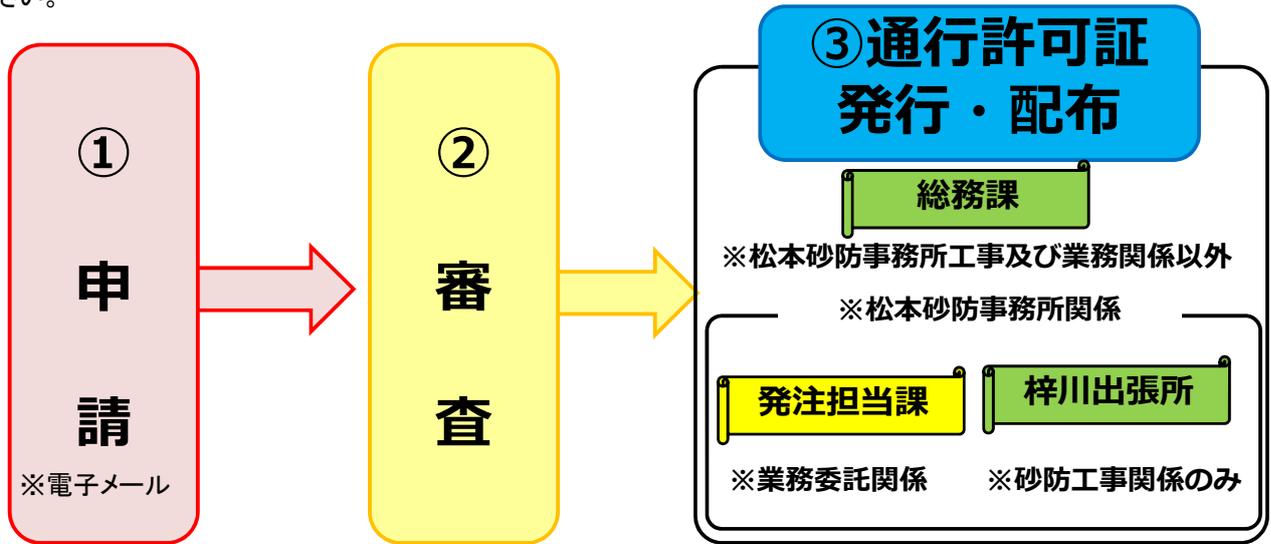


# 焼岳資材運搬道路 通行許可証発行の流れ

【資料2】

※上高地関係通行許可証の所有者を対象

注)申請にあたっては、上高地に関する通行許可証(警察、林野庁、環境省)の発行が完了していることを確認してください。



申請の際は、電子メールにて送付(申請書をスキャナー等による電子データ化したものでも可)するか、電子データを持参願います。なお持参する場合は、CD-R等をお願いいたします。(USB・FDは不可)

①申請  
総務課及び梓川出張所の関係職員の共有メールアドレス宛て  
[m-kamikochi@hrr.mlit.go.jp](mailto:m-kamikochi@hrr.mlit.go.jp) に送信。

②審査  
申請内容を総務課にて審査。その際許可番号等を決定。

③許可証発行及び配布  
許可証は総務課で発行し配布。ただし、事務所業務については発注担当課・梓川出張所で配布。配布時に解錠番号を伝えます。

## 申請時の注意事項

- ・申請に際しては、電子メールによる申請を「基本」とします。(申請書 別紙様式-1はスキャナーによる電子ファイルも可。不可能の場合は郵送も可とします。)
- ・直接申請の場合も電子ファイルでの申請を基本とし、CD-R等の媒体にて申請してください。ただし、USBメモリ・フロッピーディスクは不可とします。)
- ・申請には「申請理由」を必ず添えてください。また、担当者連絡先も記載してください。
- ・通行許可の判断は申請理由を審査後、判断となります。
- ・臨時関係者(工事関係者等)については、下請け業者、材料搬入業者等の申請にあたっては、元請けが責任をもって申請し、許可証を管理してください。(指定様式を必ず記載し、許可書返却時に合わせて提出すること)
- ・上高地町会関係者においては、施設管理者が代表して申請を行い、許可証を管理してください。

申請先: 松本砂防事務所 総務課

Mailアドレス: [m-kamikochi@hrr.mlit.go.jp](mailto:m-kamikochi@hrr.mlit.go.jp)

申請後、許可までは時間(審査を含め2週間程度)がかかりますので、早めの申請をお願いします。





# 記載例

※申請者:大太枠のみ記入

## 焼岳資材運搬道路 通行許可証交付申請書

松本砂防事務所長 殿

申請日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 住所	申請日: _____ 年 _____ 月 _____ 日
機関名 会社名	印
代表者名 (責任者)	
担当者名	
T E L	
電子メールアドレス	

長期許可: 上高地町会関係者(旅館、山小屋等の施設を直接運営する立場の方が該当)  
 臨時許可: 長期許可以外で、一時的に通行が必要な方。

※電子メールアドレスは、緊急連絡にも活用させていただきます。

次の申請理由に基づき、通行遵守事項の各条項を固く守ることを条件として通行許可証の交付を申請します。

申請区分 (該当の□へ ☑印)	常用	<input type="checkbox"/>	行政機関(林野庁、環境省、長野県、松本市、警察、消防関係者)
	長期許可	<input checked="" type="checkbox"/>	上高地所在各施設の運営及び管理者(山小屋等)
	臨時許可	<input type="checkbox"/>	公共工事(調査業務含む)
		<input type="checkbox"/>	各施設の維持管理(点検業務含む)
		<input type="checkbox"/>	各施設への物資発送
	<input type="checkbox"/>	その他	
申請理由及び目的地	申請理由: ○○山小屋の施設運営及び管理のため。		
通行期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
通行証 希望枚数	_____ 枚	←(同時期に通行証が必要となる最低限の車両台数分)	

申請区分で☑点を付記した具体的な理由と目的地を記

### 申請書類への添付資料

※1 申請が□公共工事(調査業務含む)、□その他 の場合、根拠資料(契約書等)を提出

※2 取得している許可証の写し。

・「通行禁止道路通行許可証」の写し

…発行元: 松本警察署長

・「上高地国有林治山運搬路通行許可証」の写し

…発行元: 林野庁 中信森林管理署長

・「上高地園路通行許可証」の写し

…発行元: 中部山岳国立公園管理事務所長

・「冬期通行規制適用者除外車両証」の写し

…発行元: 長野県 松本建設事務所長



# 案

令和 年 月 日

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

国土交通省 北陸地方整備局  
松本砂防事務所長

## 焼岳資材運搬道路の車両の通行について（承認）

令和〇年〇月〇日付で申請のありました、貴社が焼岳資材運搬道路（以下、運搬路）の通行する件につきまして承認、許可証を交付します。なお通行にあたっては、下記の遵守事項を確実に履行してください。

### 記

1. 通行期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2. 通行目的 〇〇のため

3. 通行車両 許可証番号：〇〇～〇〇

4. 承認にあたっての遵守事項

#### 運搬路の通行にあたっての遵守事項

- ① 遵守事項（別添）を固く守ること。
- ② 通行理由について、公益性が認められる通行理由（公共工事の施工、調査業務）、各施設の維持管理、各施設への物資配送であること。
- ③ 運搬路の通行等（走行・駐停車）にあたり各種法令を遵守すること。
- ④ 運搬路の通行等において自動車、歩行者、貨物等に損害が発生した場合、補償のすべてを通行許可の申請者が負担すること。また、松本砂防事務所は何れの責任も一切負わない。なお、土石流等により、車両が通行できない場合がある。

#### ナンバー錠の解錠番号管理の徹底について

- ① 三者へ漏洩しないよう厳重に管理すること。通行理由以外での使用は厳禁とする。
- ② 万一、鍵を破損等した場合には、ただちに当所へ届け出ること。

# 案

## 遵守事項

焼岳資材運搬道路(以下、運搬路)という。)については、松本砂防事務所が管理する砂防工事の専用道路で一般車両の通行が認められていないところ、上高地の特殊事情を考慮し、公益性が認められる場合に限り、通行が許可されることを十分理解し以下の条項を遵守すること。

- 第1 申請者は、運搬路の通行等(走行・駐停車)にあたり各種法令を遵守すること。
- 第2 申請者は運搬路の通行等にあたって、自動車、歩行者、貨物等に損害が発生した場合、補償のすべてを負担すること。また、松本砂防事務所は、何れの責任も一切負わないこと。
- 第3 申請者は、申請者の責に帰する事由により運搬路等に損害を与えた場合、速やかに松本砂防事務所へ連絡のうえ原状回復すること。なお、立木等に損害を与えた場合は、中信森林管理署の指示に従い、原状回復等の対応を行うこと。
- 第4 申請者は、申請目的以外の通行は行わないこと。また、許可証の複製、第三者への転貸等を行わないこと。
- 第5 申請者は、運搬路の通行等に際して、許可証を常に携帯し外部から見やすい箇所に掲示すること。
- 第6 申請者は、許可証を紛失、盗難等がないよう厳重に管理をすること。万一紛失した場合は、速やかに松本砂防事務所へ届け出て指示に従うこと。
- 第7 申請者は、ナンバー錠の解錠番号を第三者へ漏洩しないよう厳重に管理すること。
- 第8 申請者は、許可証の申請理由や許可期間が終了した時、速やかに許可証を松本砂防事務所または梓川出張所へ返納すること。
- 第9 申請者は不正・不法な通行等を発見した場合、速やかにその旨を松本砂防事務所へ通報すること。
- 第10 申請者は、許可証を使用させる関係者へ上記のことを周知し、遵守させること。
- 第11 申請者は、上記に違反した場合、違反行為に関連した許可証を返納するとともに、以後、当該の違反行為に関連した許可証の交付が認められないことに異議申し立てをおこなわないこと。

国土交通省 松本砂防事務所長



許可番号： 1

## 焼岳資材運搬道路 通行許可証

会社名	松本砂防事務所
通行理由	公的目的
有効期限	令和〇年4月17日～令和〇年11月15日

国土交通省 松本砂防事務所長

**【焼岳資材運搬道路(以下、運搬路)の通行にあたっての遵守事項】**

- ① 通行理由について、公益性が認められる通行理由(公共工事の施工、調査業務)、各施設の維持管理、各施設への物資配送であること。
- ② 運搬路の通行等(走行・駐停車)にあたり各種法令を遵守すること。
- ③ 運搬路の通行等において自動車、歩行者、貨物等に損害が発生した場合、補償のすべてを通行許可の申請者が負担すること。また、松本砂防事務所は何れの責任も一切負わない。

**【注意事項】**

- ① 砂防工事の関係車両、緊急車両の通行を優先してください。
- ② 通行許可の申請理由に限り通行してください。また、許可証の複製、第三者への転貸等を行わないでください。
- ③ 運搬路の通行に際して、許可証を常に携帯し外部から見やすい箇所に掲示してください。
- ④ 運搬路内の施設に損害を与えた場合は、速やかに松本砂防事務所へ連絡のうえ、原状回復(弁償)してください。
- ⑤ 通行の都度、ゲートは必ず施錠してください。
- ⑥ 事故防止等のため、**6時～20時**以外の通行を禁止します。また、大雨・強風などの荒天時も通行しないでください。
- ⑦ 許可証を紛失、盗難等がないように厳重に管理し、万一紛失した場合は速やかに松本砂防事務所へ届け出てください。
- ⑧ 許可証は許可期間終了後は、速やかに松本砂防事務所へ返納してください。
- ⑨ 異常箇所等を発見した場合は、松本砂防事務所へ連絡をしてください。
- ⑩ 上記に違反した場合、同一申請者・関係者の許可証を返納いただき、以後の通行を認めません。

連絡先: 松本砂防事務所 **総務課** 0263-33-1115  
**調査課** 0263-33-5981  
**梓川出張所** 0263-94-2344